



平成 25 年 10 月 9 日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成 25 年 9 月 15 日から 17 日にかけての台風第 18 号とこれから変わった温帯低気圧により、全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、10 月 4 日（金）に閣議決定され、本日（10 月 9 日（水））公布・施行されました。

### I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）  
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率をかさ上げします（過去 5 ヶ年の補助率かさ上げ平均 84% → 93%）。
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）  
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助をかさ上げします（一般災害 20% → 最高 90%）。
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条第 2 項～第 4 項）  
農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II スケジュール

- |             |       |
|-------------|-------|
| 10 月 4 日（金） | 閣議決定  |
| 10 月 9 日（水） | 公布・施行 |

平成25年9月15日から同月17日までの間の暴風雨及び豪雨による  
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について

**農地等**

※10月3日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額

75.2 億円

うち 福井県内の査定見込額	<u>7.9 億円</u>
滋賀県内の査定見込額	<u>11.3 億円</u>
京都府内の査定見込額	<u>10.0 億円</u>

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額42.8億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の4%を超える 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が10億円を超える

政令第二百九十五号

平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第十八号によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。